

第 82 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 9 月 1 日（金）10 時 00 分～11 時 45 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、門野隆弘、柴田眞里、吹田勇人、竹内由美、灘本明代、西村裕三、藤浪芳子、若松高志
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局健康部地域医療課長
保健福祉局障害福祉部障害者支援課担当課長
環境局事業部業務課担当課長
保健福祉局生活福祉部保護課長
教育委員会事務局総務部学校経営支援課担当係長
教育委員会事務局スポーツ体育課市民スポーツ係長
保健福祉局保健所調整課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①神戸市救急医療電話相談事業の実施について
 - ②重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について
 - ③資源ごみ持ち去り行為等の録画について
 - ④学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について
 - ⑤「神戸市スポーツ推進計画（仮称）」策定に係るネットモニターシステムを活用した情報の収集について
 - ⑥特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について
 - (2) 報 告
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施報告について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①神戸市救急医療電話相談事業の実施について

保健福祉局健康部地域医療課から、神戸市救急医療電話相談事業の実施について、条例第7条（収集の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 先行都市もあるということですが、どのくらいの数の都市がこのようなシステムを採用しているのでしょうか。
- 地域医療課 神戸市は全国で8番目になりまして、最初に導入したのが東京都でございます。近隣ですと、大阪府が府下全域でこのサービスを提供しております。札幌市、奈良県、福岡県などでも実施をされております。
- 委 員 救急車の適正利用というのが目的のひとつにあるのかと思うのですが、先行都市では、利用件数に変化があるとか、何か効果はあったのでしょうか。
- 地域医療課 東京都の事例ですと、救急車の出動件数は、高齢化に伴い年々増加しておりますので、前年度よりも減少するという事はどの都市でもないので、このサービスを導入していない都市に比べますと、増加率が緩やかになるという傾向がございます。
- 委 員 資料の「運用上の保護」について、相談記録票は個人情報の開示の対象になるかと思いますが、「入力帳票は、シュレッダーや焼却（熔融）処分など確実かつ速やかに破棄する。」とされているのは、データになる前のメモのことなのでしょうか。
- 地域医療課 メモですとか、日報、月報等にも個人情報が記載された帳票を出力することがございますので、そのようなものを含めて考えております。
- 委 員 「破棄」というのは、いつ行われる趣旨なのでしょうか。
- 地域医療課 相談記録票は、各件出力することは考えておりません。詳しく参照する必要が生じれば出力することにしておりますので、必要がなくなればその都度処分していくということにしております。データとして残

っており、過去に遡って出力することができるということですので、紙としては極力保存しないということで考えております。

○委員 データは5年経過すれば破棄するというので、それ以外の紙のものはその都度破棄するということが、ここに書かれているということでしょうか。

○地域医療課 この相談記録票につきましては、参照する必要がなくなればすぐに破棄するということになりまして、日報や月報等、報告書として出てきたものにつきましては、一定の保存年限がございますので、日報につきましては契約上の履行確認もございますので、例えば1年間保存して、必要がなくなれば処分するということでございます。

○委員 人の命に関わるということで、相談者の固有名詞、連絡先、住所等を聞き取りをした上で、受付員がお話を聞いた上で、救急医療相談の場合はさらに看護師に引き継いで、場合によっては医師の助言を仰ぐという、基本的に救急性の高いものも含まれるという中で、このような流れを想定すると、かなり時間がかかるのではないかと懸念があるのですが、そのあたりはどのように想定されているのでしょうか。

○地域医療課 先行都市はどこも、最初に受付員が対応しまして、医療機関案内を希望される方が圧倒的に多いとのことで、そこで対応終了というケースが多いのですが、救急医療相談を希望される方には看護師に引き継ぐということを、いずれの都市も行っております。相談があった事例で、対応が遅れて問題になったということは、東京都の場合、平成19年度から実施されていますが、これまで1件もそのような事故事案はないと聞いていますので、特段の懸念はないのかなと考えております。

○委員 それは前提として、緊急性の高いものは、相談ではなくて初めから救急要請をされているということでしょうか。

○地域医療課 受付員が対応した時点で、顔が真っ青で呼吸をしていないということでしたら、直ちに消防管制室へ転送しますので、時間的なロスが極力ないようにしております。そこで大丈夫だとして、トリアージを行った方について、相談をしていくということになっております。

○委員 それが、緊急性の高いものは、直ちに119番につないで対応するということですね。

- 地域医療課 はい。
- 委員 8ページの、クラウドに保存するデータについて、「氏名」「住所」、これは個人情報に当たるのかなと思うのですが、これを保存する理由が分からないのですが。氏名は神戸市側では匿名化すればよいのであって、医療側では多分持っているらっしゃると思うのですが、緊急の情報が来たときに取得したデータを、それを医療側に転送するという、住所と氏名をお渡しするのは分かるのですが、クラウドサービスに保存する理由が分からないのですが。
- 地域医療課 転送した後、救急車が出動して、その後結果がどうであったかということ、事後に検証することもこの事業では想定しておりますので、その紐付けのためになります。
- 委員 それは匿名でもできますよね。
- 地域医療課 匿名化して番号等をつないでおけば、できないことはないかもしれません。
- 委員 そうすべきだと思うのですが。
- 地域医療課 救急要請に転送しているような重要事案でございますので、ご本人から事後に苦情等の問合せがあった場合のために、氏名等を把握して確実に対応する必要があります。
- 委員 そもそも、名前も住所も匿名化すべきであって、データとして5年間保有するのは、その人のデータに対して例えば番号を割り当てて、Aさん、Bさんというのを匿名化して、住所も区単位等にとどめて保存しておく、個人データは持っていないわけですよ、神戸市側では。問合せがあったときに、時間と、医療をどこに転送したのかということが分かっていたら、医療側が持っているデータとで、認証できるわけですから、神戸市側で名前と住所を持っておく意味が分からないのですが。個人情報を持っておく必要が、そもそもないのではないですか。
- 地域医療課 同じ時間帯に電話が続いて、いずれも救急要請に転送した場合などに、混同を避ける必要もございます。
- 委員 それは神戸市で閉じた場合の話ですよ。データは、神戸市にかかってきたものから消防へ行って、消防から医療へ行くわけですよ。神戸市

に電話がかかってくる、そこには名前と住所等の個人情報があります、そして緊急性を要する場合は、それらのデータをすべて取得して、それを消防へ渡すわけですよ。その消防から、医療に行くわけですよ。

○地域医療課 その後は、119番に通常の通報があった場合と同じ流れになりますので、改めて消防がご本人から、間違いがないか、確認の意味でも聞き取りをしまして、それ以降は消防が聞き取った情報を、通常の119番と同様に取扱っていくことになります。

○委 員 神戸市と消防とは、同じ神戸市の管轄ではあるけれども、お互いのデータは連結していないということですね。

○地域医療課 119番通報は、より詳細な個人情報を取り扱いますので、センターとデータ連結をしてしまいますと、漏えいのリスクが高まるということで、あえてデータ連結はしていません。

○委 員 個人情報を持たなくてもよいところが、持ってしまうわけですよ。消防と連結しないので、個人情報を持ちます、保存しますという意味は分かったのですが、連結していれば、神戸市のサーバには個人情報は本来持たなくてよいわけですよ。例えば、匿名性のある番号を持たせればよいわけですから。それが、連結しないが故に、神戸市で個人情報を持ってしまうということですよ。

○地域医療課 転送の仕組みを採用している他都市の事例を全て調べまして、検討しました結果、データ連結をせずに、あえて口頭での情報のやり取りを行うこととして、データは救急安心センター神戸の方できちんと入力していくと。ここでは神戸市だけを対象としたサービスの提供を想定しておりますが、「#7119」という番号は、県内ひとつしか利用できないということで、将来的には兵庫県内の他都市にも拡大していく必要がありますので、例えば明石市の市民の方から相談を受けて、緊急度判定をするという可能性も将来的にはございますので、そのような場合にお名前等の情報を全く持っていないとなると、事後に調査が必要となった場合に支障をきたしますので、将来の広域化も想定しまして、このようなシステムの構成にしております。

○事 務 局 自己情報の開示請求ということで、市民の方が問合せをされるケースがあるのですが、その際に、救急搬送の段階での病状を知りたいといったケースでは、救急搬送記録の開示請求をされるケースがございます。この相談記録は、個人情報の開示請求がありましたら、対象文書となりま

すので、その方を特定するためには、基本情報である氏名、住所、生年月日、こういったものの特定が必要になるのかと思いますが、そういった点も含めて、情報のストックというものを考えていらっしゃるのではないかと思います。

○委員 全く別の質問になりますが、このシステム構成図は、データの流が一
切記載されていないので、データの流を書いていただくべきだと思います。どの個人情報はどこにどのように流れてという、例えばクラウド
のデータセンターにクライアントの救急相談端末からデータが行くのだ
ろうなということは分かるのですが、オンコール医師へはデータの流
が書かれていないので、ないとは思いますが、ここがセキュリティホ
ールになるのではないのかとか、検索システム用 LAN がどこにもつな
がっていないのではないかな等、不完全な点があるかと思いますが、き
っちり書かれた方がよいかと思います。

○地域医療課 そのようにさせていただきます。

○委員 ご指摘もいただきましたが、他にご質問がございましたら、この
諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
急な病気や負傷の際に、救急車の要請をすべきか医療機関を受診すべ
きかの判断に悩む市民に対して、電話相談窓口を開設し、緊急度に応じ
て救急要請への取次ぎや医療機関案内を行うに当たり、本人の病状等
の収集及び電子計算機処理をすることは、市民の不安の解消に寄与す
るとともに、救急車の適正利用が期待できるため、公益に資すること
、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審
議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思えます。
委員ご指摘の点については、修正いただくようお願いいたします。

②重度心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について

保健福祉局障害福祉部障害者支援課から、重度心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について、条例第7条（収集の制限）及び第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 同意書の中に、「登録された情報は、匿名性を保持した上で、神戸市において今後の医療福祉サービス向上のために一部を活用します。」とありますが、具体的に何か予定があるのでしょうか。

○障害者支援課 こちらのサービスを、今後事業を展開していく上で、こういった医療が必要な重症心身障害児者がいらっしゃるかどうか、登録された方がどれくらいいらっしゃるか等、現状把握のために利用していくことを考えております。

○委 員 情報の内容は顕名の情報だと思いますので、「匿名性を保持した上で」の部分は「匿名化した上で」という感じでしょうか。

○障害者支援課 はい。

○委 員 そのようにサービスに活用することは、特に審議会の審議の対象ではなかったのでしょうか。

○事 務 局 目的外利用ということになるかと思われませんが、審議会で予め類型化していただいているものがございまして、「研究・統計作成のための提供」というものがございます。先ほど実施機関から説明のありました、傾向等を把握するということにつきましては、このタイプの適用により対応できるのではないかと思います。

○委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

身体障害者手帳1級又は2級と療育手帳A判定のいずれにも該当する重症心身障害児者を対象として、あらかじめ既往歴や医療等の日常的に必要なケアの内容等を登録し、本人又は家族の要請により、医療や教育、福祉サービスの受け入れ機関に登録情報を提供することは、重症心身障害児者への円滑なサービス提供に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委 員 異議なし。

③資源ごみ持ち去り行為等の録画について

環境局事業部業務課から、資源ごみ持ち去り行為等の録画について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

- 委員 運用基準（案）の 7 条については、提供等の制限の内容であれば、限定されるという趣旨の文言であるとか、整理をされたほうがよいかと思えます。具体的には、本人の同意がある場合の他は、「刑事訴訟法等、法令に定めがある場合」に限定するということだと思えますので、「刑事訴訟法等、法令に定めがある場合に限り、外部に閲覧・貸与・複製提供することができる」とする方が、分かりやすいのではないのでしょうか。
- 委員 運用基準（案）第 7 条の見出しが、「利用及び提供等の制限」となっていますので、限定的な場合に限られるというニュアンスが出る表現のほうが良いでしょうというご意見ですので、修正を検討して下さい。
- 環境局業務課 分かりました。
- 委員 運用基準（案）第 6 条第 3 項、第 4 項の「DVD - R 等」の「等」とは何を指すのかということと、第 4 項の「保存期間は原則 5 年間」ということですが、例外的に 5 年間を超える保存というものは、どういうものを想定しているのかということをお教えいただきたいのですが。
- 環境局業務課 原則的には DVD-R を想定して考えております。5 年間の保存期間につきましては、罰金を課すようなケースもございますので、特に重要な案件ということで、運用していく中で例外的なものがあれば、個別に判断が必要なものもあるかと考えております。
- 委員 ビデオカメラは何台くらい用意するのですか。
- 環境局業務課 1 台を考えております。
- 委員 市内のあちらこちらで持ち去り行為がなされている現状を考えると、1 台で対応できるのでしょうか。
- 環境局業務課 委託先の民間警備会社による指導・啓発も実施しておりますので、すべての対応がこの 1 台によるというわけではありません。資源ごみの持ち去り行為等への対応につきましては、持ち去り行為者の公表を行ったり、罰金等もあるということを知らしめるということで、抑止効果もあると考えております。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思えます。
資源ごみの持ち去り行為等を行う者を、ビデオカメラにより撮影を行う

ことは、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく、勧告・公表を的確に行うことに寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であるといったしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

④学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について

教育委員会事務局総務部学校経営支援課及び保健福祉局生活福祉部保護課から、学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 学校長に教育扶助費を交付する代理納付というのは、学校長がそれを受け取って、その後のお金の流れはどのようになっているのかということと、もうひとつは、代理納付活用者数が710人ということですが、これは教育扶助を受けている方全体の中では、どれくらいの割合になるのかということ、教えていただけませんか。

○学校経営支援課 1点目でございますが、学校長の口座がございまして、こちらに保護課より代理納付にかかる教育扶助費が振り込まれまして、給食費なら給食費の口座、教材費であれば教材費の口座、それぞれに学校ごとで入れられまして、一般的には保護者の方から口座振替の形で振り込まれるのですが、同様に、あるべき口座にお金が入りまして、他の児童生徒の場合と同じような形で、業者への支払に当てられるということになります。

○委員 その業者への支払いを、校長が代わって行うということでしょうか。

○学校経営支援課 そうではなく、神戸市では毎月、保護者の方から学校徴収金の振替えを実施しておりまして、振替えされた徴収金については、給食費口座、学年児童費口座の中に入りますが、その中に、同じように生活保護受給者の教育扶助費も、学校長の口座に入った後、それぞれの口座に、本来、徴収する額を入れまして、管理しまして、その方から納付があったという形で収入処理することになります。

○委員 そういう形で、本来の用途とは異なるものに使われないように、予防と

なるのでしょうか。

- 学校経営支援課 使途につきましては、決算報告書ということで、保護者の方には年度末なり、学期末にすべて報告書を作っています。
- 保 護 課 生活保護受給世帯の教育扶助における代理納付の割合につきましては、ほぼ3分の1程度ということでご理解いただければと存じます。
- 委 員 員 お金の流れについてですが、用途別に分けている口座というのは、給付対象者の、例えば保護者の口座ということでしょうか。
- 学校経営支援課 学校それぞれに会計区分というものがございまして、校長名の口座になりますが、給食費の会計区分用口座、修学旅行用の口座など、小学校であれば大体13から15くらいの口座数がございまして、これらの口座それぞれに年度当初に予算を組み込んだ時に、給食費としていくら、児童費としていくら、徴収しますという形で、保護者の方にご案内を出しておりまして、それに基づいて、毎月いくら合計で振り替えますよということで、いったん教育委員会の口座に全て入りまして、そこから各学校の会計区分の口座に振り分けて入金しております。誰からいくら徴収したという細かい情報を、各学校でシステムで管理しておりまして、生活保護受給世帯で学校長預かりの場合は、手作業で保護費を振り分けて、振り分けたものを、収入決議書をきちんと切りまして、収入支出をすべてシステムで管理しております。
- 委 員 員 その口座に入ることで、支払が終わったということになるのですか。あるいはそこから対象者に渡して、またもらうということになるのですか。
- 学校経営支援課 そこにいったん入りましたお金につきましては、業者からの請求を受けまして、支払処理をいたします。
- 委 員 員 それは校長が、ということですか。それとも保護者が、ですか。
- 学校経営支援課 学校が、ということになります。
- 委 員 員 1件確認したいのですが、平成20年の審議会の答申というのは、学校給食費についてだけの答申だったのでしょうか。それ以外の、教材等も含めた学校徴収金についての情報の利用、提供については、正式には審議会の答申を経ていなかった、ということですね。

○学校経営支援課 当時、健康教育課というところが諮問させていただいておりまして、健康教育課に関しましては給食費を取扱っておりまして、当時、学校徴収金という全体を統括する部署がございませんでして、各学校が運用するものとなっております、教育委員会事務局自体がそこに参与しておりませんで、実際のやり取りは、事務局を普段通すものではございませんので、行き違いがございまして、そのような取扱いとなっておりました。

○委員 今回の諮問は、給食費以外の教材費等の学校徴収金の滞納に関する情報の利用、提供に関する諮問ということですね。

○学校経営支援課 そうなります。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市立小中学校において、既に実施している学校給食費に加えて、その他の学校徴収金に関しても、滞納がある生活保護受給世帯に対して、納付指導及び代理納付の勧奨を行うために、学校から保護課に滞納状況を、また保護課から学校に生活保護決定情報を提供すること、及び、同様の取り組みを、市立特別支援学校、市立義務教育学校においても行おうとすることは、生活保護に係る教育扶助の使途の適正化に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

⑤「神戸市スポーツ推進計画（仮称）」策定に係るネットモニターシステムを活用した情報の収集について

教育委員会事務局スポーツ体育課から、「神戸市スポーツ推進計画（仮称）」策定に係るネットモニターシステムを活用した情報の収集について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 このアンケートは、項目を見る限り、個人名とは紐付けされていないのでしょうか。

- スポーツ体育課 基本的には個人名と紐付けはされていないのですが、元々、ネットモニターに登録している方ですので、誰がどのように回答したのかということは分かるようになっていきます。回答は広聴課で集約いただくのですが、実際に委託先の神戸大学の教授に渡す際には、特定の個人とは紐付けせずに渡すということにしております。
- 委員 神戸大学の教授に渡すデータには、個人情報が含まれていないということで、諮問には関係ないかと思うのですが、登録されている方が、どうやってアンケートに答えたのかということ、データとして、履歴として、持っているのかいないのかによって、個人情報を保持しているのか、いないのかが分かるように思うのですが、それはどちらなのでしょう。
- スポーツ体育課 ネットモニターシステムの中では紐付けされていますので、そこでは保持していると。神戸大学の教授に渡す段階では、含まれていないということになります。
- 委員 そうしますと、この資料ですが、ちょっと焦点がずれているのではないのでしょうか。本来諮問すべきところは、ネットモニターシステムを通してこのアンケートをしますと。アンケートの項目には個人情報が含まれていないからいいのですが、ただ、何の個人情報が紐付けされているのかということはこの資料に書くべきで、それを諮問すべきかと思うのですが。今の説明を聞いて、実施内容はよく理解できたのですが、個人情報は何なのかと考えますと、個人情報に当たるデータが入っていないので、その項目をこの資料に追加するべきかと思うのですが。ネットモニターに登録されている方の名前とか、そういったものを使ってこのアンケートを実施して、履歴が残りますと。その履歴自体が、個人情報を含んでいるという説明のほうが、理解できるのですが。アンケート自体には、何ら個人情報は含まれていないですよ。
- 事務局 このネットモニターシステム、従前からこのような運用をしています。この運用を開始するに当たって、個人情報保護審議会に諮問させていただいているという経緯がございます。この度、障害にかかる情報を収集するということで、個人情報保護条例第7条のセンシティブ情報の収集の制限にかかって参りますので、その点について実施機関より諮問させていただいているということです。
- 委員 項目自体には何ら個人情報は含まれていないのかと思うのですが。

- 事 務 局 資料の中では現れてこない部分かとは思いますが、先ほど実施機関より説明のありました、元々、ネットモニターの方がどなたかということが特定されるような状況の中で収集いたしますので、広聴課では、誰からどのような回答があったかということは分かる状況でございます。その中で、この度、障害に関する情報を収集するということになりますので、諮問させていただいているということです。
- 委 員 そうなると、この資料自体に、名前とアンケートがリンクされているのですということが、書かれているほうがよいのではないですか。
- 事 務 局 事業の概要の部分に、実施機関による記述の訂正等に対応させていただければと思います。
- 委 員 委員がご指摘のように、ネットモニター登録者ご本人は、自分が回答したことは、匿名化されていると思っているのではないかと思います。
- 委 員 この資料は公開されるわけですね。その際に、なぜ個人情報保護審議会に諮問されているのかということが分からないので、個人情報と紐付けされていますよということと、それをきちんと保護する旨を記載しておけばよいのではと思います。
- スポーツ体育課 そのようにさせていただきます。
- 委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市における地方スポーツ推進計画である「神戸市スポーツ推進計画（仮称）」を策定するに当たり、ネットモニターシステムを活用したアンケート調査により、障害者スポーツを含むスポーツ実施状況やスポーツに対する意識等を幅広い年齢層の市民から把握することは、すべての市民が日常的にスポーツ・健康づくりに取り組むことができる環境づくりに寄与することが期待でき、市民サービスの向上に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると感じたいと思います。
委員ご指摘の点については、修正いただくようにお願いします。

⑥特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について

保健福祉局保健所調整課から、特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がな

された。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 実施計画で、システム構築を行って、データ移行テスト、リハーサルが10月からとなっているのですが、実際の移行はいつになるのでしょうか。移行テストを行って、本番が4月ということでしょうか。
- 保健所調整課 そうなります。10月以降にテストデータで連携を行いまして、1月2月頃に仮稼働したいと考えています。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、兵庫県が実施してきた、難病に係る医療費助成に関する事務が、平成30年4月に神戸市に移譲されるに当たり、新たにシステムを構築することは、事務の円滑な移譲と申請者の負担軽減に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 本日審議いたしました、10件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 異議なし。

(2) 報告

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果（国民健康保険に関する事務）について

- 委員 「国民健康保険に関する事務」につきましては、当初の特定個人情報保護評価書の第三者点検を平成28年8月に実施し、妥当と判断しておりますが、このたび、国民健康保険制度改革に伴い、「重要な変更」に該当する記載内容の変更がありましたので、8月29日に点検部会を開催しました。
その結果、点検部会としましては、いずれの変更箇所におきましても妥当と判断いたしました。

なお、答申書はお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧ください。
それでは、これをもちまして、第 82 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。